

# IT活用推進のために必要な 法整備に係る具体的提案

2015年10月30日

Hello, Future!

 **新経済連盟**

Japan Association of New Economy

**電子政府推進TF**

# 1. はじめに(これまでの経緯等)

## ◆4月27日 新経済連盟 提言『マイナンバー制度を活用した世界最高水準のIT国家の実現に向けて』

### 「IT前提社会」の実現

- IT利活用をより一層推進してイノベーションを促進するための法環境整備が必要。
- 電子化を優先するという原則を宣言すべき。
- 対面原則・書面交付原則を撤廃すべき。
- 「IT前提社会」を実現するにあたって既存制度や法令の総点検・見直しを行うべき。

### 「IT利活用新法」の制定

- デジタル・ファーストの原則
- 対面原則・書面交付原則の撤廃
- IT利活用促進のための既存制度・法令見直しの原則

## ◆5月29日 第6回産業競争力会議課題別会合 山口大臣提出資料

### 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 『IT利活用促進に向けた取組について』

#### 情報の円滑な流通等の促進に向けた新たな法制度の創設

国民が日々の生活や経済活動において、IT利活用による利便性を真に実感できるよう、...IT利活用の基盤を活用し、安心・安全に情報の円滑な流通を加速するための法制上の措置を、次期通常国会を目途に講じることとする。

## ◆6月30日 閣議決定「日本再興戦略」改訂2015

### IT利活用を推進するための新たな法制上の措置

次期通常国会から順次関係法案の提出を目指す

対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化するとともに、引越、死亡時等の各種行政手続のワンストップ化や、シェアリングエコノミーなどの新たな市場の活性化のために必要な法的措置を講ずる。

来年1月からのマイナンバー制度の開始を好機として、対面原則・書面交付原則の撤廃、デジタル・ファースト社会を実現するため、IT利活用推進のために必要な法整備について具体的な提案を提言する。

## 2. 必要な法整備メニュー

### 推進基本法

#### 第1章 総則

- ・目的
- ・基本理念・原則
- ・国及び地方公共団体の責務
- ・事業者及び国民の責務

#### 第2章 基本方針と行動計画の策定

- ・政府による基本方針の作成
- ・各省庁行動計画の作成と実施状況の報告
- ・司令塔機能の強化
- ・国と地方における連携、協力

#### 第3章 行政機関における措置

- ・情報公開、電子手段の優先
- ・ワンストップサービス、再徴求の禁止
- ・行政情報の『一覧』の公開
- ・アプリケーションインターフェースの公開
- ・国民視点、アクセシビリティ
- ・電子データの信頼性の向上
- ・電子文書管理システムの構築
- ・電子データの原本性
- ・電子決済等の促進

#### 第4章 その他国の機関

- ・司法
- ・立法

### 一括整備法

#### 新産業創出のための規制改革

#### IT利活用を妨げる既存制度、法令の見直し

#### 改正対象となる法令

- ・ 行政手続オンライン化法
- ・ e文書法
- ・ 宅地建物取引業法
- ・ 医師法
- ・ 薬事法
- ・ 会社法
- ・ 著作権法
- ・ 学校教育法
- ・ 労働基準法
- ・ 金融商品取引法
- ・ 商業登記法
- ・ マネロン法
- ・ 携帯電話不正利用防止法
- ・ 年齢確認を求める各種法令 等

### 基盤整備法

- ・電子署名法改正
- ・マイナポータル
- ・電子私書箱

法的位置づけの  
明確化

# 3. 推進基本法 記載項目案 (1/4)

## 【第1章 総則】

### ●目的

- ・世界最先端IT国家の実現のために必要な全体的な枠組みと基本理念・原則の設定、それに基づく総合的かつ体系的な施策の実施など

### ●基本理念・原則

- ・デジタル・ファーストの原則
- ・対面原則・書面交付原則の撤廃
- ・新経済に対応したサービスや産業を創出するために、規則・制度の不断の見直し
- ・施策形成にあたって民間からの意見を吸い上げる仕組みの構築

### ●国及び地方公共団体の責務

- ・国及び地方公共団体は、基本理念・原則に基づき、IT利活用の推進に関して必要な施策を策定・実施

### ●事業者及び国民の責務

- ・事業者及び国民は、IT利活用による生産性向上に努める。

# 3. 推進基本法 記載項目案 (2/4)

## 【第2章 基本方針と行動計画の策定】

### ● 政府による基本方針の作成

- ・政府は、本法律の基本理念・原則に沿った施策を総合的かつ一体的に実施するため、IT利活用に関する基本方針を定める。

### ● 各省庁行動計画の作成と実施状況の報告

- ・各行政機関は、上記基本方針に基づき、毎年講ずべき施策等について行動計画を定め、政府全体でまとめる。
- ・政府は、毎年度、国会に対し行動計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表。

### ● 政府CIOの権限強化を含めた世界最先端IT国家実現のための司令塔機能の強化

以下の要素に留意しながら内容を検討

- ✓ 関係各大臣との権限関係の再整理(勧告命令権、資料提出要求、意見表明など)
- ✓ 政府CIO事務局機能の強化(民間企業からの積極採用含む)

### ● 国と地方における連携、協力

- ・行政のIT化に関する国と地方の協力のための委員会を置き、長は内閣情報通信政策監(政府CIO)をもって充てる。
- ・当該委員会では、国と地方公共団体の役割分担、財政措置、導入するシステムの標準化等の行政のIT化に関する国と地方の協力に関わる総合計画を政府行動計画案の一部として作成しなければならない。

参考)ドイツ: 行政のIT化に関する連邦と州の協力のための委員会(IT-Planungsrat)

# 3. 推進基本法 記載項目案 (3/4)

## 【第3章 行政機関における措置】

### ● 情報公開の原則、電子的手段の優先

- ・行政機関は、国民及び事業者が当該行政機関と相互に電子的手段で情報を交換することを希望した場合には、特別な理由のない限り、拒否してはならず、拒否した場合にはその理由を公表しなければならない。

### ● ワンストップサービス、再徴求の禁止

- ・行政機関は、当該行政機関の内部で又は他の行政機関との間で、対応窓口を一本化するなど、関連制度・業務を改善しなければならない。
- ・行政機関は、当該行政機関の内部で又は他の行政機関に対して、国民及び事業者がすでに提供した情報が最新である限り、情報の提供を再度求めてはならない。
- ・行政機関は、交換する情報のデータ形式を標準化するなど、電子行政の利便性の向上に協力しなければならない。

### ● 行政情報の『一覧』の公開

- ・行政機関は保有する行政情報の一覧を公開しなければならない。
- ・行政機関は、保有する行政情報の一覧に掲載された情報のうち、国防や企業・個人の機微に係る情報を除き、保有する行政情報を公開しなければならない。
- ・行政機関が公開する行政情報は、機械読み取り可能な形で提供されなければならない。

### ● アプリケーション・インタフェースの公開

- ・行政機関は、国民及び事業者が当該行政機関と相互に情報を交換する際の情報交換インタフェースを国際標準に沿って作成し、インタフェースに関する情報を公表しなければならない、交換する情報は最新でなければならない。

### ● 国民視点、アクセシビリティ

- ・行政機関が導入する情報システムは、国民にとってシンプルでユーザフレンドリーかつ効率的なものでなければならない。
- ・行政機関が導入する電子行政は、アクセシビリティ国際標準に準拠し、多様なデバイスに対応し、交換する情報は機械読み取り可能な形式でなければならない。

### ● 電子データの信頼性の向上

- ・行政機関は、電子的な情報発信に際しては、暗号化等の措置により秘匿性を確保しなければならない、国際標準に則った改ざんやなりすまし対策を実施しなければならない。また国民の保護のため、被害を最小化する措置を講じなければならない。

# 3. 推進基本法 記載項目案 (4/4)

(第3章つづき)

## ● 電子文書管理システムの構築

- ・行政機関は文書の管理を電子的に行うものとする。
- ・行政機関は、紙文書で提出された書類について、内容的同一性を確保し電子化した文書によって管理する。

参考)ドイツ電子政府法 6条:電子的な文書管理を原則的に義務付ける  
7条:紙文書で提出された書類は、例外的な場合を除き、画像上及び内容上一致することを確保して廃棄または返却する

## ● 電子データの原本性

- ・行政機関は、電子データ及び電子化した文書について、原本としての資格を認めなければならない。

参考)アメリカ 連邦エビデンス規則第1002条:電子メール、テキストメッセージ、チャットルーム会話、及びその他の電子記録は全て書面としての資格をもつものと定めている。

## ● 電子決済等の促進

- ・政府は、官民間または民間における電子ペイメント・キャッシュレス決済、電子契約等を促進するための施策の検討を行い、所要の措置を講ずる(公的サービスに係るキャッシュレス決済の義務付け、電子レシートの標準化など環境整備等)。

\* 新経済連盟として2015年5月『Japan Ahead』において、「主要施設・サービスでのキャッシュレス決済対応比率100%(2020年)」を提言

## ● プログラミング教育の充実

- ・政府は、早期からのプログラミング教育充実に向けた施策を検討し、所要の措置を講ずる。

## 【第4章その他国の機関に関わる規定】

### <司法>

- ・裁判記録の電子化、公開
- ・開廷表(事件番号・事件名・法廷番号・開始時間等)のネット公開
- ・インターネット裁判実現に向け、政府において検討を開始

### <立法>

- ・政治資金収支報告書の完全電子化と一覧のある形でのネット公開
- ・選挙運動における一般有権者のメール利用の解禁(次期国政選挙で実現)
- ・インターネット投票実現に向け、政府において検討を開始

## 4. 一括整備法 記載項目案 (1/3)

基本原則・理念を実現するために必要な政策を検討し、所要の関係法令整備等を行う。

新産業創出のための規制改革



別途、『シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案』を提言。

IT利活用を妨げる既存制度、法令の見直し等



次ページ以降に詳細を記載。



## 4. 一括整備法 記載項目案 (2/3)

IT利活用を妨げる既存制度・法令について見直し、以下のような規制撤廃、環境整備等を実現すべき。

### ■ 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃

- 不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁
- 処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進
- 遠隔医療の推進
- オンデマンド授業、遠隔講義の推進

### ■ インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃

- 不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化
- 処方箋の電子化及び積極活用の早期実現
- デジタル教科書の承認
- 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化
- 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化と議決権行使の電子化

### ■ 各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善

- 政府・自治体から国民への各種通知や証明書等発行における電子交付の拡大
- 扶養控除等申告書等、各種手続に必要な文書の電子化の推進
- 民間ソフト、アプリケーションと連携した利便性の高い電子申告、電子納税の推進
- 電子契約書、電子請求書、電子領収書等による取引文書の全面的な電子化の推進
- 商業登記に基づく電子証明書の取得手続きのオンライン化とコストの低減
- 地方における税金、公共料金等収納の電子化の推進
- 情報公開制度における開示請求のオンライン化の徹底
- 行政、民間による各種名簿管理におけるマイナンバー制度の活用  
(選挙人名簿の管理、上場会社の株主名簿の管理、公的資格保有者の管理等)

## 4. 一括整備法 記載項目案 (3/3)

### 《改正対象となる法令》

- 行政手続オンライン化法
- e文書法
- 宅地建物取引業法
- 医師法
- 薬事法
- 会社法
- 著作権法
- 学校教育法
- 労働基準法
- 金融商品取引法
- 商業登記法
- マネロン法
- 携帯電話不正利用防止法
- 年齢確認を求める各種法令 等

別途、規制改革ホットライン  
「規制改革に関する提案」  
として提出

# 規制改革ホットライン提出事項(2015年10~11月) 1/2

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
1	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	行政手続きオンライン化法、e文書法等	・法令に基づく手続等(国-民、地方-民、民-民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、現状の対応状況を網羅的に収集し、進捗を管理し実施する法的裏付けのある仕組みを導入する。
2	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	宅建業法上の解釈等	・不動産取引の重要事項説明は対面で行うことがあくまで解釈として行われており、ITを活用した重要事項説明に係る社会実験が行われているが、一刻も早くすべての取引分野において対面との解釈を撤廃し、IT活用等による非対面取引での説明を認めるべきである。
3	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	宅地建物取引業法34条の2、35条、37条等	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
4	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	薬事法4条、9条の3、36条の4、36条の6等	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第36条の6第1項) 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等)
5	処方箋の電子化	医師法22条、歯科医師法21条、医師法施行規則21条、歯科医師法施行規則20条等	・処方箋の交付も、e文書法の適用対象とし、電子化に向けたスケジュールとKPIの更なる明確化を行うため、所要の法令改正を行う。
6	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	会社法301条等	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。
7	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	金融商品取引法等	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。

# 規制改革ホットライン提出事項(2015年10～11月) 2/2

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
8	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	労働者派遣法施行規則21条3項、4項	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
9	労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2等	・労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
10	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	労働者派遣法施行規則第26条、27条等	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
11	デジタル教科書の承認による教育イノベーション	学校教育法34条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条等	・デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。
12	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	著作権法21条、35条等	・教室での対面授業でのコンテンツだけでなくオンデマンド授業コンテンツにおいても、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
13	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	著作権法	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。 (※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
14	確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	法人税法、所得税法	・法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要とされる添付書類として、電子領収書等を認める。
15	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	犯罪収益移転防止法及び政省令 か年齢確認を求める法令、通達等	・個人番号カードを活用した本人確認及び年齢確認を、犯罪収益移転防止法関係法令や年齢確認を求める各種法令等において、認めるための措置を漏れなく行う(対応状況の進捗を公開すべき)。

## 4. 一括整備法 棚卸し結果の分析(1/5)

### 政府による棚卸し結果についての分析

法令上オンライン不可の手続き棚卸し(全数調査)結果

2015年5月25日 内閣官房IT総合戦略室 規制制度改革分科会 資料 より

	総手続数(b)	システム化対応手続数	法令上オンライン不可の手続数(a)	割合(a/b)%
官(国)－民	20,061	8,850※1	133	0.7
地方－民	14,694	※2	5,030※3	34.2
民－民	3,086	※2	464※3	15.0



- ・棚卸し結果を解析したうえで、オンライン化できない理由があるのか必要に応じ担当省庁に詳細な回答を求める作業を実施すべき。費用対効果が極めて小さいなどの合理的な理由がある場合を除き、原則として一括整備法令として改正すべき。
- ・マイナンバーカードを活用した公的個人認証、属性認証の活用、マイナポータルや電子私書箱との連動等も検討すべき。
- ・現状で求められている添付書類や押印等について、オンライン化の際にはその重要度によって相当の省略、簡略化を検討すべき。

(次ページ以降に分析の詳細を記載)

# 4. 一括整備法 棚卸し結果の分析 (2/5)

『法令等により書面による保存、交付等が規定されている事案』（平成27年3月末時点）

2015年6月4日政府IT総合戦略本部 公表 より作成

≪民一民の手続き≫

分野・手続名		根拠法令	「オンライン化できない理由」	
処方箋		医師法第22条・歯科医師法第21条	現在は、医師又は歯科医師の記名押印又は署名を必要としているが、これは、①交付した者を明らかにすること、②内容の真正性を確保することを目的として定められている。これらの目的が電子媒体でも満たされるのであれば、制度を見直す余地がある。	記名押印、署名
		医師法施行規則第21条・歯科医師法施行規則第20条		
不動産取引	重要事項説明	宅地建物取引業法第35条第1項	書面の原本性を確保することのできる電子的手段が確立され、消費者保護が確実に行われることが前提	原本性
		宅地建物取引業法第35条第5項	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、取引主任者自らに説明事項を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと料する。	記名押印
	媒介契約書面	宅地建物取引業法第34条の2	書面の原本性を確保することのできる電子的手段が確立され、消費者保護が確実に行われることが前提	原本性
	37条書面	宅地建物取引業法第37条第1項	書面の原本性を確保することのできる電子的手段が確立され、消費者保護が確実に行われることが前提	原本性
		宅地建物取引業法第37条第3項	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、取引主任者自らに契約内容を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと料する。	記名押印
	不動産特定共同事業契約	不動産特定共同事業法第24条、第25条	書面の原本性を確保することのできる電子的手段が確立され、消費者保護が確実に行われることが前提	原本性
	定期建物賃貸契約	借地借家法第38条第1項	定期建物賃貸借契約を締結するに当たっては、公正証書による等書面によって契約を締結しなければならない。 (契約の内容を書面化することによって、借地人に対して契約内容を確実に認識せしめ、将来の紛争を防止するため。)条文上、書面が要求されている趣旨は、上記のとおりであるから、かかる特約書面について、電子的方法によって代替することは、適当とは考えられない。	契約内容の明確化
労働・雇用	労働契約における労働条件の明示	労働基準法第15条第1項/施行規則第5条	現時点では、記載内容や署名等に関する真正性の確保が困難であること。	真正性
	職業紹介における労働条件の明示	職業安定法第5条の3第3項/ 施行規則第4条の2第2項	求人条件と実際の労働条件の食い違い等によるトラブルから労働者の保護等を図るため、トラブルに際して一定の「証拠」となるものを確保する措置が必要であり、現状では、電子メールは真に本人が発出したかどうか確認が難しいこと、容易に改ざんできること等から、本人が署名又は押印した私文書のような効力を法的に認められておらず、訪問販売法、割賦販売法等においても「書面」として認められていない現状にあることから、現時点で電子メールを「書面」と同等に扱うことは困難である。	証拠能力、法的効力



# 4. 一括整備法 棚卸し結果の分析 (3/5)

分野・手続名		根拠法令	「オンライン化できない理由」	
労働・雇用	派遣期間抵触日の通知	労働者派遣法施行規則第24条の2	現時点では、記載内容や署名等に関する真正性の確保が困難である。	真正性
	労働者派遣契約の締結	労働者派遣法施行規則第21条3項、4項	労働者派遣契約の締結に際し、必要契約事項について契約の当事者に対し書面に記載させることで派遣契約の内容を明確化し、派遣労働者の保護等をはかるため。	契約内容の明確化
金融	クーリング・オフ	金融商品取引法第37条の6	検討にあたっては、各業法ごとの検討ではなく、クーリング・オフ制度において電子的方法を認めるか横断的に検討する必要がある。なお、電子的方法による場合、当該情報が業者に到達したことについて、顧客サイドに立証責任が負わされる可能性があり、投資者保護上問題がないか慎重な検討を要する。	到達の立証責任
	帳簿等	金融商品取引法第188条	当該書面を顧客が確実に受領できるということの確保等に留意する必要がある。電子データの真正性・変更不可性についても留意が必要。	真正性
	業務・財産の説明書類	金融商品取引法第46条の4	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点(書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等)の検討が必要。	確実性・即時性
	投資信託契約の約款	投資信託及び投資法人に関する法律第5条	検討にあたっては、「書面」による明確性・確実性・保存性が電子媒体による交付においても確保できるよう留意する必要がある。	明確性・確実性・保存性
	抵当証券契約	抵当証券業規制法第15条、第16条	書面交付という行為によって証券購入者に注意を喚起し、保護を図る効果が大いと考えられること等。	注意喚起
公的資格等	宅地建物取引士	宅地建物取引業法第35条第4項	宅建業者が取引主任者をして説明を行わせていることを消費者が確認できるようにする必要がある。	消費者保護
	教員免許	教育職員免許法第3条第1項	第三者に法的地位等標章する書面であり、複製による制度の運用が想定されないため。	第三者への標章
	有料職業紹介事業許可証	職業安定法第32条の4	当該書面は第三者に法的地位等を標章するものであり、現物性が極めて高いと考えられるため。	第三者への標章
	一般労働者派遣許可証	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律8条2項	当該書面は第三者に法的地位等を標章するものであり、現物性が極めて高いと考えられるため。	第三者への標章
	不動産特定共同事業者の標識	不動産特定共同事業法第16条第1項	標識は、不動産特定共同事業の許可を受けていることを示すものであり、即座に見読可能な状態にする必要があるため。	即座に見読可能

# 4. 一括整備法 棚卸し結果の分析(4/5)

## 《地方一民の手続きの事例》

所管省庁	手続名・根拠法令			「オンライン化できない理由」			
環境省	狩猟免許の交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	43	1	原本を交付すべきものであるため、オンライン化には馴染まないと考え	原本	
環境省	産業廃棄物の保管の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12	3	原本性確保のため		
厚生労働省	調停申請の手続	労働関係調整法	18		条文(施行令3条)で「書面」での申請が要求されているため。	書面の規定	
総務省	免税軽油の譲渡の届出	地方税法施行令	144 の 3	3	当該規定に関する施行令43の4①に届出書を提出しなければならないと規定されている。		
厚生労働省	指定薬物等である疑いがある物品の販売停止命令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	76 の 6	2	命令書の交付が必要なため	書面の交付	
国土交通省	臨時運行の許可	道路運送車両法	34	2	自賠責保険の確認、臨時運行許可番号標の交付等が必要であり早期オンライン化は困難		
厚生労働省	栄養士免許の申請	栄養士法施行令第1条第1項	1	1	添付書類についてオンライン化困難。	添付書類	
経済産業省	環境影響評価準備書及び要約書の送付	環境影響評価法第十五条	15		情報量が多く図面等審査に不可避なため。		
農林水産省	臨時種畜検査	家畜改良増殖法第4条 第1項第2号	4	1	2	申請書の様式に、氏名の自署または押印を求めているため。	自署・記名押印・公印
警察庁	財産等の無償使用の申請	都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令		2	当該会計機関が作成する文書が真正であることを認証するために公印を押印しているため、オンラインシステム上において電子決裁及び電子公印が整備されるまでの間オンライン化不可。		
警察庁	駐車場の許可の申請	道路交通法	45	1	現物を交付するため、オンライン化不可。	現物	
厚生労働省	製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法第7条、同法施行令第1条	7		現物の免許証を伴う手続きのため		
厚生労働省	立入検査等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	69	1	薬事監視員等が医薬品等の工場、事務所等の適法性を検査するために立入る規定であるため。	立入・出頭	
厚生労働省	意見の聴取	医師法	7	5	意見を聴取するものであり、期日に出頭することが基本となっている。		
総務省	転入届	住民基本台帳法第22条第1項	22	1	対面での厳格な本人確認や審査が必要なため	対面	
国土交通省	対象建設工事の届出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項	10	1	窓口での提出者の確認が必要		



# 4. 一括整備法 棚卸し結果の分析 (5/5)

所管省庁	手続名・根拠法令				「オンライン化できない理由」	
	手続名	根拠法令	件数	種別	理由	分類
農林水産省	地方卸売市場の開設の許可	卸売市場法第56条1項	56	1	確実な伝達が必要なため	伝達・到達
国土交通省	公共施設管理者の同意等	都市計画法第32条	32		行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり、早期オンライン化は困難。	
総務省	市町村選挙における郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求	公職選挙法施行令	59の4	1	オンライン化条件整備困難(投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。)	条件整備困難
総務省	衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙における当選人決定の告知	公職選挙法	101 101 の3	2 2	オンライン化条件整備困難(対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。)	
総務省	投票人名簿・在外投票人名簿の縦覧	日本国憲法の改正手続に関する法律	24,38	1	オンライン化条件整備困難(対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。)	
警察庁	免許の申請	道路交通法	89	1	オンライン化法別表により適用除外である。	行政手続オンライン化法により適用除外
警察庁	審理公開の公示	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	12	1	オンライン化法第2条第7号に規定する「不特定の者に対して行うものであり、オンライン化の対象外である。	
総務省	長の解職の請求	地方自治法	81	1	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第7条に該当するため。	

## 5. 基盤整備法 – 電子署名、マイナポータル、電子私書箱 –

推進基本法・一括整備法を進めるため、以下のような課題を解決するための基盤整備が必要。そのために必要な法体系を整備すべき。検討にあたっては、官民の連携、コストの最小化に留意すべき。

### ■ 電子署名（関連法：電子署名法）

- 役職（・肩書き）等の属性認証の法的な位置づけと民間事業者による属性認証サービスのための環境整備

### ■ 個人および法人マイナポータル（関連法：マイナンバー法）

- 個人向けマイナポータルのサービス開始スケジュールや機能の明確化
- 医療、介護、健康等パーソナルデータ（PHR）の自己管理を実現する仕組みの検討
- 法人向け（ビジネス向け）マイナポータルの開設と会社設立や税務申告など各種手続き、行政が保有する情報の閲覧、電子私書箱、決済等を可能とする機能の整備
- 法人番号の利活用の推進及び個人事業者向けの番号の検討
- 民間事業者へのAPIの開放やアプリ等開発の推奨による機能の充実化と利便性の向上

### ■ 電子私書箱（関連法：マイナンバー法）

- 法的位置づけの明確化
- 民間事業者による整備の促進
- 到達証明機能、到着お知らせ機能の装備
- 国際標準に準拠したセキュアな電子メール、SMS等の既存のプラットフォームとの接続への配慮

# Hello, Future!



# 新經濟連盟



Japan Association of New Economy